

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

第2期母なる湖「霞ヶ浦」再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

かすみがうら市

3. 地域再生計画の区域

かすみがうら市の区域の一部（霞ヶ浦地区）

4. 地域再生計画の目標

本市は、茨城県南部のほぼ中央に位置し、わが国第2位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系の南麓にはさまれ、その一部は水郷筑波国定公園に指定されるなど、優れた自然景観と都市景観が調和した田園都市である。

西側は土浦市、北側は石岡市に隣接し、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、また筑波研究学園都市へは約10kmの距離にあり、JR常磐線、千代田石岡インターチェンジを市内に有する常磐自動車道、国道6号、国道354号などの幹線交通網が各都市を結び、立地条件にも恵まれている。

人口44,232人（平成22年1月1日現在）、面積118.77平方kmで、その大部分は標高約25m前後の常陸台地であり、西端の標高約380mの山々から霞ヶ浦湖岸の低地へと続くなだらかな地形を有している。北部には恋瀬川と天の川が流れ、南部には菱木川と一ノ瀬川が流れており、南東部で霞ヶ浦に接している。

霞ヶ浦は、古くは8世紀初めに編纂された「常陸風土記」にも『流海』として登場するほど、人々の生活に関わる身近な湖であり、豊富な水量ときれいな水質を利用して、稲作やレンコン栽培などの農業や、ワカサギ、シラウオなどの水産資源を生かした漁業が盛んである。

しかし、地域の貴重な資源である霞ヶ浦も、昭和30年の中ごろからは水質が徐々に悪化し、水資源開発促進法の施行後、常陸利根川に設置された水門の閉鎖に伴って淡水湖化したことによって、富栄養化が進み、アオコの大量発生など、その水質は悪化の一途をたどってきた。

このような中で茨城県は、昭和57年に「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」を策定したが、近年の生活水準の向上や核家族による生活様式の多様化に伴い、家庭からの生活排水の流出量が多くなり、未処理の生活排水が側溝

や農業用排水路、河川を經由して霞ヶ浦に流入している現状にあり、市民が生活環境に対しての改善意識が低いため、水質悪化から全国有数の佃煮の生産量を誇る水産業に支障をきたしており、年々漁獲高は減少しつつある。また、農産業でも日本一の生産量を誇るレンコン栽培にも水産業同様影響を及ぼしている。このため、茨城県は再び水質改善を図るために平成19年に霞ヶ浦水質保全条例を制定し、泳げる霞ヶ浦・遊べる河川を長期ビジョンに掲げて、水質浄化に取り組んでいる。本市としても水洗便所改造資金助成制度、下水道接続支援事業費補助金の活用を広報誌を通して推進し、且つ、霞ヶ浦清掃大作戦を実施して、市民が環境保全に対する意識高揚を図っているところであるが、霞ヶ浦に三方を囲まれた本市としては、近隣市町村にも増して、より一層の環境保全対策を講じる必要がある。

このことから、本市の汚水処理施設の整備をさらに促進し、河川、湖沼などの公共用水域の水質保全を図ることで、地域の人々の生活を支える第2期母なる湖「霞ヶ浦」の再生を図るものとする。さらには、水質の向上した霞ヶ浦の豊富な水源を活用することによって、本市の基幹産業である農業、漁業の生産の向上を図り、地域の再生を目指していく。

(目標) 汚水処理施設の整備促進

(汚水処理人口普及率を50.6%から55.6%に向上させる)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本市の霞ヶ浦地区の下水道事業は、霞ヶ浦湖北流域関連公共下水道事業、流域関連特定環境保全公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業によって実施し、昭和58年から順次供用を開始している。霞ヶ浦湖北流域関連公共下水道事業においては、宍倉処理区を整備し、農業集落排水事業では柏崎地区、大和田地区、深谷地区の整備を実施した。また、特定環境保全公共下水道事業で坂地区の区域を拡大し、流域関連特定環境保全公共下水道事業によって牛渡地区の整備を進めたところである。

そこで、より一層の汚水処理施設の効率的な整備を行うため、汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道・浄化槽を一体的かつ総合的に整備を行う。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了してい

る。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・霞ヶ浦湖北流域下水道関連霞ヶ浦町公共下水道

事業認可（下水道法） 平成18年3月13日

〔事業主体〕 かすみがうら市

〔施設の種類〕 公共下水道

浄化槽（個人設置型）

〔事業区域〕 公共下水道

かすみがうら市の霞ヶ浦地区のうち、加茂地区

浄化槽（個人設置型）

かすみがうら市のうち、公共下水道、農業集落排水区域以外の区域

〔事業期間〕 公共下水道

平成22年度～24年度

浄化槽（個人設置型）

平成22年度～24年度

〔整備量〕 公共下水道

Φ600～100mm/L
5,000m/受益者310人

浄化槽（個人設置型）

180基/受益者612人

〔事業費〕 公共下水道

450,000千円

（うち交付金225,000千円）

浄化槽（個人設置型）

85,788千円

（うち交付金28,596千円）

合計535,788千円（うち交付金253,596千円）

5-3 その他の事業

地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取組み

・水洗便所改造資金利子補給金制度

下水道処理区域内において、供用開始日から3年以内に改造工事を行い、改造工事に必要な資金斡旋と利子の補給を行う。融資対象額1世帯につき100万円以内。利子補給額として、融資額に対する利子の全額。

・下水道接続支援事業費補助金

下水道処理区域内において、供用開始日から3年以内に改造工事を行い、改造工事に必要な資金の一部を助成する。1年以内に水洗化した場合5万円、2年以内に水洗化した場合4万円、3年以内に水洗化した場合2万円を助成。

- ・霞ヶ浦清掃大作戦

年3回（5月・8月・3月）各自治会を通じ市民が身近な道路や河川・湖岸等の一斉清掃活動を実施、また、市職員等も年1回であるが主要幹線道路等の一斉清掃活動を実施し、環境美化を推進すると共に環境保全に対して取組んでいる。

6. 計画期間

平成22年度～24年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後、4地域再生計画の目標に照らし、状況を調査、評価して公表する。また、必要に応じ事業に内容の見直しを図るため、市・関係機関等で構成する「地域再生計画協議会」を設立し、汚水処理施設の整備状況等について評価及び検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし